

令和3年度 償却資産（固定資産税）申告の手引 富津市

本市の税務事務につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋の他に償却資産（土地、家屋以外の資産で事業の用に供することができる有形減価償却資産）に課税され、償却資産の所有者は毎年1月1日現在に所有するものについて申告していただく必要があります。（地方税法第383条）

申告につきましては、この手引きをご参考のうえ、期限までに必ずご提出いただきますようお願いいたします。

申告書提出期限 令和3年2月1日（月）

※ 申告書を郵送される方で、申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送を希望される場合は、必ず返送先を記入した返信用封筒に切手を貼って同封してください。

申告の概要

1 申告していただく方

毎年1月1日現在、富津市内で工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業をされている方で、償却資産（富津市内で貸し付けている資産も含む。）を所有している方。

※ 資産が無い場合も、その旨申告をお願いいたします。

※ 正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び富津市税条例75条の規定により過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

2 申告の方法と提出書類

申告書及び種類別明細書

3 提出先

〒293-8506

千葉県富津市下飯野2443番地

富津市役所 市民部 課税課 資産税係

TEL 0439-80-1242



「ふつつん」

4 電子申告について

地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）による電子申告が可能です。

詳しくは、<https://www.eltax.lta.go.jp/>をご覧ください。

第1 償却資産とは

1 償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

ただし、鉱業権、特許権、営業権、その他の無形減価償却資産及び自動車税、軽自動車税の課税客体である自動車、軽自動車は除かれます。

2 償却資産の種類

種 類		資 産 例
1	構 築 物	舗装路面（駐車場舗装）、外構工事、看板（広告塔等）、緑化設備、その他土地に定着した設備等
	建 物 附 属 設 備 (建築設備)	1 プレハブ等の建物で、基礎がないなど簡易な建物 2 テナント等の家屋に付加された建築設備・内装等
2	機 械 及 び 装 置	各種製造設備等の機械及び装置、土木建設機械等
3	船 舶	ボート、釣船、貸船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	自転車、フォークリフト等の大型特殊自動車、構内運搬車等（自動車税、軽自動車税の課税客体となるものは該当しません。）
6	工 具、器 具 及 び 備 品	机、椅子、ロッカー、レジスター、陳列ケース、パソコン、冷蔵庫、医療機器、娯楽遊技用器具、理容・美容器具、旅館・食堂等の什器類、工場用工具類等

業種別の主な償却資産と耐用年数

詳細は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」でご確認ください。

業種	主な償却資産の例 ※（ ）内の数字は各資産の耐用年数
共通	金属製の塀（10）、コンクリート製の塀（15）、植木・植栽（20）、舗装路面（10または15）、広告塔・看板（10または20）、受変電設備（15）、屋外給排水ガス設備（15）、屋外照明電気設備（15）、パソコン（4）、コピー機（5）、エアコン（6）、テレビ（5）、金庫（20）、応接セット（8）、レジスター（5）、キャビネット（15）等
事務所	ロッカー（15）、タイムレコーダー（5）、事務机・椅子（15）等
小売業	陳列ケース（6または8）、冷蔵庫（6）、冷凍庫（9）、自動販売機（5）等
喫茶・飲食店	室内装飾品、接客用家具（5）、厨房設備（5）、カラオケ機器（5）等
建設業	給排水ポンプ（7）、コンクリートカッター（5）、ブルドーザー（5）等
理容・美容業	理容・美容椅子（5）、タオル蒸器（5）、ドライヤー（5）等
クリーニング業	洗濯機（13）、脱水機（13）、乾燥機（13）、プレス機（13）等
病院・診療所	手術機器（5）、消毒殺菌用機器（4）、歯科診療用ユニット（7）、レントゲン機器（4または6）、調剤機器（6）、ファイバースコープ（6）等
駐車場業	機械式駐車設備（15）、駐車場管理装置（10）等
不動産賃貸業 (アパート経営等)	外灯（10）、物置（10）、自転車置場（10）、駐車場等の舗装（10または15）、防犯警報装置（8）、消火器具（10）等
農業	コンバイン（7）、ビニールハウス（8）、精米機（13）等
漁業	漁船（4から9または12）、漁網（3）、海苔乾燥機（10）、海苔裁断機（10）等
太陽光発電事業	太陽光パネル（17）、架台（17）、フェンス（10）等

3 特に注意を要する申告対象について

次の償却資産は、申告対象となりますので特にご注意ください。

- (1) 固定資産台帳等の帳簿に記載されていない簿外資産であっても、現に事業の用に供している資産
- (2) 耐用年数を経過した資産で、減価償却を終わり帳簿上残存価額のみ計上されている資産であっても、事業の用に供されているもの（固定資産税における償却限度額＝取得価格の5％）
- (3) 赤字決算のため減価償却を行っていない資産であっても本来減価償却が可能な資産
- (4) 建設仮勘定で経理されている資産であるが、その一部又は全部が1月1日現在において、事業の用に供することができる資産
- (5) 遊休及び未稼働資産であっても、維持補修が行われ1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産
- (6) 清算中の法人で、自ら清算事務の用に供している資産及び他の事業者による事業用資産として貸し付けられている資産
- (7) 割賦販売の資産であっても、現に事業の用に供されている資産
- (8) 改良費のうち、資本的支出として資産計上した資産（本体部分とは別に新たな資産の取得としての申告となります。）
- (9) 取得価格が20万円未満、又は耐用年数が1年未満の資産であって税務会計上、減価償却資産として計上している資産（【参照】4（3）少額資産等の取扱いについて）
- (10) 大型特殊自動車。ナンバープレートの分類番号が、「0、00～09、000～099」及び「9、90～99、900～999」のものです。
- (11) 家屋の建築設備(附帯設備)で償却資産として取り扱うもの
なお、家屋の所有者と異なる方が取り付けした附帯設備である場合、その事業の用に供する資産である限り、取り付けの方が償却資産として申告していただくこととなります。

4 少額資産等の取扱いについて

償却資産において、地方税法の規定に基づき申告の対象から除外される「少額資産」は、次のものとなります。

- (1) 使用可能期間が一年未満であるもの又は取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- (2) 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- (3) 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満のもの

したがって、3の(9)のとおり、取得価額20万円未満の資産であっても個別に減価償却しているものは、償却資産の申告の対象となります。

5 国税と地方税（固定資産税）の主な違いについて

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	定額法、定率法の選択制	定率法のみ ※減価率は、法人税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ
特別償却・割増償却	認められる	認められない
圧縮記帳の制度	認められる	認められない
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
評価額の最低限度 (法人税は償却可能限度額)	備忘価額(1円)まで	取得価額の100分の5
改良費	合算評価	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)

6 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に該当する資産は、税負担の軽減を図るため、課税標準の特例が認められています。該当する場合は、償却資産申告書の備考欄に適用条項を記入し、特例適用のわかる書類を提出してください。

7 非課税となる資産

地方税法第348条に該当する資産は非課税となります。該当する資産については、その適用条項を種類別明細書の摘要欄に記入し、必要書類を提出してください。

8 税率及び税額

税率 100分の1.4

税額 課税標準額 × 税率 = 税額

※ 計算例 150万円 × 1.4% = 21,000円

9 免税点

課税標準額の合計価格が150万円に満たない場合は課税されません。なお、免税点未満であっても償却資産の申告は必要です。

10 調査協力をお願い

地方税法第408条の規定により、申告内容の確認のため、実地調査並びに関係書類の提供を求められることがありますので、その際にご協力をお願いします。

また、地方税法第354条の2の規定により、税務署等の官公署に提出された資料を閲覧することがあります。

調査の結果、修正申告をお願いすることがあります。その際の課税は、当該年度分だけでなく最大5年度分遡ることもありますので、あらかじめご了承ください。

11 評価額の計算方法

前年中取得のもの 評価額＝取得価額×前年中取得のものの減価残存率[Ⓐ]
 前年前に取得のもの 評価額＝前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率[Ⓑ]

減 価 残 存 率 表

耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	前年中取得 のもの [Ⓐ]	前年前取得 のもの [Ⓑ]		前年中取得 のもの [Ⓐ]	前年前取得 のもの [Ⓑ]		前年中取得 のもの [Ⓐ]	前年前取得 のもの [Ⓑ]
2	0.658	0.316	35	0.968	0.936	68	0.983	0.967
3	0.732	0.464	36	0.969	0.938	69	0.983	0.967
4	0.781	0.562	37	0.970	0.940	70	0.984	0.968
5	0.815	0.631	38	0.970	0.941	71	0.984	0.968
6	0.840	0.681	39	0.971	0.943	72	0.984	0.968
7	0.860	0.720	40	0.972	0.944	73	0.984	0.969
8	0.875	0.750	41	0.972	0.945	74	0.984	0.969
9	0.887	0.774	42	0.973	0.947	75	0.985	0.970
10	0.897	0.794	43	0.974	0.948	76	0.985	0.970
11	0.905	0.811	44	0.974	0.949	77	0.985	0.970
12	0.912	0.825	45	0.975	0.950	78	0.985	0.971
13	0.919	0.838	46	0.975	0.951	79	0.985	0.971
14	0.924	0.848	47	0.976	0.952	80	0.986	0.972
15	0.929	0.858	48	0.976	0.953	81	0.986	0.972
16	0.933	0.866	49	0.977	0.954	82	0.986	0.972
17	0.936	0.873	50	0.977	0.955	83	0.986	0.973
18	0.940	0.880	51	0.978	0.956	84	0.986	0.973
19	0.943	0.886	52	0.978	0.957	85	0.987	0.974
20	0.945	0.891	53	0.978	0.957	86	0.987	0.974
21	0.948	0.896	54	0.979	0.958	87	0.987	0.974
22	0.950	0.901	55	0.979	0.959	88	0.987	0.974
23	0.952	0.905	56	0.980	0.960	89	0.987	0.974
24	0.954	0.908	57	0.980	0.960	90	0.987	0.975
25	0.956	0.912	58	0.980	0.961	91	0.987	0.975
26	0.957	0.915	59	0.981	0.962	92	0.987	0.975
27	0.959	0.918	60	0.981	0.962	93	0.987	0.975
28	0.960	0.921	61	0.981	0.963	94	0.988	0.976
29	0.962	0.924	62	0.982	0.964	95	0.988	0.976
30	0.963	0.926	63	0.982	0.964	96	0.988	0.976
31	0.964	0.928	64	0.982	0.965	97	0.988	0.977
32	0.965	0.931	65	0.982	0.965	98	0.988	0.977
33	0.966	0.933	66	0.983	0.966	99	0.988	0.977
34	0.967	0.934	67	0.983	0.966	100	0.988	0.977

※ 「前年中取得のもの[Ⓐ]」の欄は、半年分の減価残存率、「前年前取得のもの[Ⓑ]」の欄は1年分の減価残存率

第2 申告の方法と提出書類

●本年度から初めて申告される方（初めて申告書が届いた方）

提出書類	<ul style="list-style-type: none">償却資産申告書種類別明細書（全資産・増加資産用）
注意点	<ul style="list-style-type: none">令和3年1月1日現在、富津市内に所有している資産を全て申告してください。償却資産をお持ちでない方は、申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入し提出してください。課税標準の特例を適用する場合は、法令等で定められた書類を添付してください。（例：先端設備（地税法附則第15条第41項）に係る添付書類は、工業会証明書の写し、認定を受けた計画の写し、認定書の写しが必要となります。）

●前年度に申告されている方

※ 前年度に申告された資産は、種類別明細書に資産の内容等を印字しています。

提出書類	<ul style="list-style-type: none">償却資産申告書種類別明細書（全資産・増加資産用）
注意点	<ul style="list-style-type: none">前年中（令和2年1月2日から令和3年1月1日まで）に増加した資産を種類別明細書に記入してください。前年以前に取得した申告もれ資産、移動してきた資産は種類別明細書に記入してください。減少した資産については、印字されている種類別明細書の該当資産を朱書きの2本線で消し、摘要欄に理由を記載してください。増加、減少した資産がない場合は、申告書の備考欄に「増減なし」と記入し提出してください。

●廃業、解散、営業譲渡された方

提出書類	<ul style="list-style-type: none">償却資産申告書種類別明細書
注意点	<ul style="list-style-type: none">償却資産申告書の備考欄にその旨記入してください。減少した資産については、印字されている種類別明細書の該当資産を朱書きの2本線で消してください営業譲渡された方は、譲渡先も記入してください。

●電算システムによる全資産申告をされる方

提出書類	<ul style="list-style-type: none">償却資産申告書全資産種類別明細書（電算システムから出力されるもの）
注意点	<ul style="list-style-type: none">令和3年1月1日現在、富津市内に所有している償却資産を全て申告してください。償却資産申告書には、評価額、決定価格、課税標準額まで全て記入してください。全資産種類別明細書には、資産の種類、名称、数量、取得年月、取得価格、耐用年数、減価残存率、評価額、決定価格、課税標準額を記入してください。

☆ 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書」は必ず提出してください。

☆ 償却資産申告書及び種類別明細書の記入については、7～10ページの記載方法をご覧ください。

償却資産申告書の記載方法

Ⓐ 個人番号又は法人番号
個人の方は、12桁の個人番号、法人にあっては、13桁の法人番号を右詰めで記載してください。

Ⓑ 一事業種目
事業の内容を具体的に(マシン製造業、印刷業等)に記載してください。事業種目が複数ある場合は、主たる事業種目を記載してください。また、法人の場合、資本金又は出資金等の金額を記載してください。

Ⓒ 一事業開始年月日
個人の方は、事業を開始した年月、法人にあっては、設立年月を記載してください。

Ⓓ 一短縮耐用年数の承認等
各項目のそれぞれ該当するものを○で囲み、必要な書類を添付してください。
・耐用年数の短縮の承諾通知書の写
・増加償却の届出書の写
・非課税、課税標準の特例に該当することが分かる書類等

Ⓔ 一資産の所在地
富津市内にある事業所等の資産所在地を記載してください。また、資産所在地が複数ある場合は、各々の資産所在地を記載し、主たる資産所在地に該当する番号を○で囲んでください。

Ⓕ 一借用資産
借用資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合は、貸主の名称及び住所、連絡先等を記載してください。

Ⓖ 事業所用家屋の所有区分
該当する方を○で囲んでください。

Ⓗ 一備考
次の①から④のような事項を記載してください。なお、書ききれない場合は、別用紙(様式自由)に記載してください。

①課税標準の特例適用資産又は非課税資産を所有されている場合は、その適用条項(例:地方税法第349条の3第1項)

②住所、氏名等に異動があった場合は、異動事由(商号変更等)、異動年月日、旧住所、旧氏名等参考になる事項

③前年中に資産の増減がなかった場合は、『増減なし』等の付記

④その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項

① 一取得価額
種類別明細書(増加資産・全資産用)の「取得価額(イ)」欄の資産を種類別に合計額を算出し、記載してください。
前年前: ~令和2年1月1日
前年中: 令和2年1月2日
~令和3年1月1日

Ⓙ 一評価額
種類別明細書(増加資産・全資産用)の「価額(ハ)」欄の資産を種類別に合計額を算出し、記載してください。

Ⓚ 一決定価格
評価額の値と同じになります。

Ⓛ 一課税標準額
評価額、決定価格の値と同じになります。ただし、課税標準の特例の適用を受ける資産については、個々の資産の額に特例率を乗じて得た値の合計額を記載してください。

受付印

令和3年1月15日

富津市長 様

令和3年度 (記入例) 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

所有者コード

1 住所 (フリガナ) 〒293-8506 富津市 下飯野 2443番地 電話 (0439) 80-1242	3 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	8 短縮耐用年数の承認 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
2 氏名 (フリガナ) 富津 株式会社 代表取締役 富津 一郎 (屋号)	4 事業種目 港湾運送業 (5 百万円)	9 増加償却の届出 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
	5 事業開始年月 昭和46年9月	10 非課税該当資産 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
	6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理課 大佐和 三郎 電話(0439)80-1242	11 課税標準の特例 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
	7 税理士等の氏名 天羽五郎事務所(担当 湊) 電話(0439)80-1222	12 特別償却又は圧縮記帳 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
		13 税務会計上の償却方法 ① 定率法 <input checked="" type="radio"/> ② 定額法 <input type="radio"/>
		14 青色申告 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>

資産の種類	取得価額			計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	
1 構築物	76,800,000			76,800,000
2 機械及び装置	3,000,000			3,000,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	1,890,000			1,890,000
6 工具、器具及び備			500,000	500,000
7 合計	81,690,000		500,000	82,190,000

資産の種類	評価額(ホ) Ⓙ	※決定価格(ヘ) Ⓚ	※課税標準額(ト) Ⓛ	
				17 備考(添付書類等) Ⓗ
1 構築物	44,403,616	44,403,616	44,403,616	
2 機械及び装置	1,347,023	1,347,023	1,347,023	
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	94,500	94,500	94,500	
6 工具、器具及び備	390,500	390,500	390,500	
7 合計	46,235,639	46,235,639	46,235,639	

企業の電算処理により申告される場合は必ず記載してください。

第二十六号様式

富津市 ① 下飯野2443番地

15 借用資産
リース会社等 資産名
有限会社フッツ コピー機・FAX

16 事業所用家屋の所有区分 Ⓖ 自己所有 借家

種類別明細書の記載方法

(M) **—資産の種類—**
 「1. 構築物」、「2. 機械及び装置」、
 「3. 船舶」、「4. 航空機」、
 「5. 車両及び運搬具」、
 「6. 工具、器具及び備品」の資産に対応
 する1から6までの数字を記載してくだ
 さい。

(N) **—資産の名称等—**
 資産の名称及び規格等を記載してくだ
 さい。(富津市から送付を受けた様式により
 申告される方は、カタカナ、数字、アル
 ファベット大文字で20文字以内で記載)

(O) **—数量—**
 資産の数量を記載してください。

(P) **—取得年月—**
 資産を実際に取得した年月を記載してく
 ださい。
 なお、年号については、
 1. 明治、2. 大正、3. 昭和、4. 平成、5. 令
 和 とし、
 それぞれの年号に対応する数字を記載して
 ください。

(Q) **—取得価額—**
 当該資産の取得価額を記載してください。
 なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(注)をいいます。
 また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上みとめ
 られておりませんので、当該圧縮価額を含めた実際の取引価額を記載してください。

(注)当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資
 産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

記入例

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード*		所有者名										1	枚のうち	
		富津 株式会社										1	枚目	
行 番 号	資産 の 種 類 (M)	資産 コ ー ド	N 資 産 の 名 称 等	O 数 量	P 取 得 年 月			R 取 得 価 額	S 減 価 残 存 率	T 耐 用 年 数		U 課 税 標 準 の 特 例	V 増 加 事 由	W 摘 要
					年 号	年	月			率	年			
01	1		チュウシャジョウホソウ	1	4	27	10	72,000,000	15	0.858	42,248,380	42,248,380	①・2 3・4	
02	1		ジムショナイソウ	1	4	27	10	4,800,000	10	0.794	2,155,236	2,155,236	①・2 3・4	申告漏れ
03	2		キュウユセツビ	1	4	27	10	3,000,000	10	0.794	1,347,023	1,347,023	③・4	富津支店 から
04	5		フォークリフト	1	4	30	8	1,890,000	4	0.562	94,500	94,500	①・2 3・4	
05	6		パソコン	4	5	2	5	500,000	4	0.781	390,500	390,500	①・2 3・4	
06													1・2 3・4	
⋮														
17													1・2 3・4	
18													1・2 3・4	
19													1・2 3・4	
20													1・2 3・4	
小 計				8				82,190,000			46,235,639	46,235,639		

企業の電算処理により申告される場合は必ず記載してください。

(資産の種類) 1.構築物 2.機械及び装置 3.船舶 4.航空機 5.車両及び運搬具 6.工具、器具及び備品 (年号) 3.昭和 4.平成 5.令和 (増加事由) 1.新品取得 2.中古品取得 3.移動による受入れ 4.その他

(R) **—耐用年数—**
 減価償却資産の耐用年数に関する省令別表第1、
 別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年
 数を記載してください
 なお、中古資産について、見積耐用年数によ
 っている場合はその耐用年数を、国税局長の承認
 を得て短縮耐用年数によっている場合(短縮耐用年
 数の承認通知書の添付が必要です。)はその耐用
 年数を記載してください。

(S) **—減価残存率—**
 耐用年数に応ずる減価残存
 率を記載してください。

(T) **—価格—**
 別紙の計算方法によって得
 た値を記載してください。

(U) **—課税標準の特例—**
 課税標準の特例の適用を受け
 る資産が有る場合は記載してく
 ださい。
 また、課税標準額については、
 当該決定価格に特例率を乗じて
 得た額を記載してください。

(V) **—増加事由—**
 資産が増加したことについて、該当
 する増加事由(「1. 新品取得」、「2. 中古
 品取得」、「3. 移動による受入れ」、「4.
 その他」)の番号を○で囲んでくださ
 い。

(W) **—適用—**
 当該資産について、次のような事項を記載してください。
 ①課税標準の特例の適用を受ける資産について、その適用条項
 (例) 法第349条の3第1項
 ②割賦販売資産等、法第342条第3項の規定の適用を受ける資産については、その
 旨の表示
 ③耐用年数の変更があった資産については、その旨の表示
 ④短縮耐用年数を適用している資産については、その旨の表示
 ⑤増加償却を行っている資産については、その旨の表示
 ⑥その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

種類別明細書の記載方法（減少資産の記載例）

※ 電算処理により申告（全資産申告）される方は、次頁を参照してください。

減少資産がある場合又は修正がある場合には、同封した種類別明細書の該当資産又は該当部分を2本線で加除訂正をし、摘要欄に理由を記入してください。
なお、減少資産とは、償却資産の売却・廃棄等が該当します。簿外資産や耐用年数を過ぎた資産であっても、事業に使用できる場合は減少資産に該当しません。

令和3年度

記入例

種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者コード		所有者名										枚のうち				
		富津 株式会社										1				
												1				
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価格	課税標準の特例		課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年	月					率	コード			
01	1		チュウシャジウホソウ	1	4	27	10	60,000,000円 72,000,000	15		円			円	1・2 3・4	一部取壊しによる減少
02	1		ジムシヨナイソウ	1	4	27	10	4,800,000円	10		円			円	1・2 3・4	
03	2		キュウユセツビ	1	4	27	10	3,000,000円	10		円			円	1・2 3・4	
04	5		フォークリフト	1	4	23	8	1,800,000 円	4		円			円	1・2 3・4	令和2年4月全部除却
05	6		パソコン	4	4	30	11	500,000円	4		円			円	1・2 3・4	
06	6		コンテナ	1	4	21	11	1,000,000 円	7		円			円	1・2 3・4	令和2年9月〇〇支店へ移動
⋮																
17								円			円			円	1・2 3・4	
18								円			円			円	1・2 3・4	
19								円			円			円	1・2 3・4	
20								円			円			円	1・2 3・4	
小計				11				84,500,000円			円			円		

(資産の種類) 1.構 築 物 2.機械及び装置 3.船 舶 (年号) 3.昭和 4.平成 5.令和 (増加事由) 1.新品取得 2.中古品取得 3.移動による受入れ 4.その他
4.航 空 機 5.車両及び運搬具 6.工具、器具及び備品

第二十六号様式別表一

令和 3 年度

種類別明細書(減少資産用)

記入例

所有者コード		※		所有者名												
				富津 株式会社												
				1 枚のうち 1 枚 目												
行 番 号	資 産 の 種 類	資産コード			資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			取得価額	耐 用 年 数	減少の事由及び区分			一部減のとき	摘 要
		年度	ページ	行			年 号	年	月			1売却 3移動	2滅失 4その他	1全部 2一部	残 数 量 残 金 額	
01	1	359	001	01	チュウシャジヨウホソウ(ホンチョウ)	1	3	58	11	5,600,000	15	1・②・3・4	①・2	円		
02	1	359	001	02	ジムショナインソウ(ホンチョウ)	1	3	58	11	3,500,000	10	1・②・3・4	①・2	円		
03	5	405	001	03	フォークリフト(タウラ)	1	4	4	5	2,000,000	4	1・②・3・4	1・②	2 4,000,000	当初3台(6,000,000円)のうち1台(2,000,000円)減少し、残り2台(4,000,000円)となった	
04	6	407	002	01	エアコン(ホンチョウ)	2	4	6	3	500,000	6	1・②・3・4	①・2	円		
05	6	412	001	04	パソコン(ホンチョウ)	4	4	11	9	480,000	4	1・②・3・4	①・2	円		
06										円		1・2・3・4	1・2	円		
07										円		1・2・3・4	1・2	円		
08										円		1・2・3・4	1・2	円		
09										円		1・2・3・4	1・2	円		
10										円		1・2・3・4	1・2	円		
11										円		1・2・3・4	1・2	円		
12										円		1・2・3・4	1・2	円		
13										円		1・2・3・4	1・2	円		
14										円		1・2・3・4	1・2	円		
15										円		1・2・3・4	1・2	円		
16										円		1・2・3・4	1・2	円		
17										円		1・2・3・4	1・2	円		
18										円		1・2・3・4	1・2	円		
小 計						9				12,080,000						

第二十六号様式別表二